

機密保持特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約書記載の業務を行うに当たり、機密情報の保護の重要性を認識し機密保持を図るため、発注者から開示される機密情報を適正に取り扱わなければならない。

(守秘義務)

第2 受注者は、従事者（役員、正式社員、契約社員、パート社員、派遣社員、アルバイト社員等をいう。以下同じ。）及び再委託先に対し、その在職中及び退職後も前項の機密情報に関する機密を保持する旨の義務を負わせるものとし、この特記事項及び受注者向け情報セキュリティ遵守事項の内容を遵守させるものとする。当該従事者がこれに違反した場合は、受注者がこの特記事項に違反したものとして、その責任を負うものとする。

(受注者による具体的措置の実施)

第3 受注者は、業務に直接従事する必要がある従事者に対して、業務の履行に必要な限度で発注者から開示された機密情報を利用させるものとし、発注者の求めに応じて、当該従事者の名前、実施する業務等を記載したリストを提出しなければならない。

2 受注者は、本契約に係る業務の遂行に当たって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化及びアクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合は、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。

3 受注者は、機密情報の管理に当たり、当該従事者に対し次の事項を遵守させるとともに、不正利用を防止するための、技術上及び組織上の最善の手段を講じるものとし、発注者の求めに応じて、関連資料を添えて具体的措置の実施状況を説明するものとする。

- (1) 機密情報へアクセスできる者を業務に直接従事する必要がある従事者に限定し、アクセスを適切に管理し、その履歴を保存すること。
- (2) 機密情報を記録した媒体がコンピュータシステム等の場合は、各人毎のID・パスワード等を適切に管理し、使用させること。
- (3) 発注者の庁舎内で業務を履行する場合は、発注者が指定する場所で作業を行い、作業の実施及び機密情報を記録・蓄積した媒体の設置及び保管は、同作業所内の施錠等で遮断された保管設備に限定すること。また、作業場所へは、業務に従事するものだけの入退室の許可を発注者に対して申請するものとし、入退室管理及び作業場所での情報機器等の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。
- (4) 受注者が自社内で業務を履行する場合の業務を履行するための主たる作業場所については、機密情報を利用した作業の実施及び機密情報を記録した媒体の設置及び保管は、入退室記録等、機密情報の漏えい防止措置が適切に講じられている場所とし、同作業所内に限定すること。なお、同作業場所の特定に際しては、発注者の書面による事前の承諾を得るものとし、これを変更する場合も同様とする。
- (5) 作業場所内においての私物の情報機器（パソコン、デジタルカメラ（携帯電話のカメラ機能含む。）等）の使用は禁止とする。
- (6) 発注者の書面による事前の承諾がない限り、機密情報を複製しないものとし、複製する

場合は、これを機密情報として取扱うとともに、その複製履歴（①複製日時、②複製者の名前、③複製許可の有無（許可者の名前）、④複製情報の内容、⑤複製目的・用途、⑥複製物の保管場所・方法、⑦複製物を破棄した場合は、その日時・方法及びその証明資料、等を含む。）を適切に作成し保存するものとする。

- (7) 発注者の書面による事前の承諾がない限り、上記(3)、(4)の作業場所から外に機密情報を持ち出さない（同作業場所の外から電気通信回路等を経由して機密情報へアクセスする場合も含む）ものとし、持ち出す場合は、持出履歴（①持出日時、②持出者の名前、③持出許可の有無（許可者の名前）、④持出情報の内容、⑤持出目的・用途、⑥持出情報の保管場所・方法、⑦持出情報を返還した場合は、その日時・方法及びその証明資料、⑧持出情報を破棄した場合は、その日時・方法及びその証明資料、等を含む。）を適切に作成し保存すること。

また、機密情報を携行する場合は、持出し先での置き忘れ、紛失、盗難等がないよう、終始自らの管理下に置くこと。

- (8) 機密情報のうち発注者が極秘である旨を指定した情報については、情報手渡し等、漏えいが発生しない適切な方法で手渡しにより授受するものとし、また、その履歴（①授受日時、②授受者の名前、③授受許可の有無（許可者の名前）、④授受情報の内容、⑤授受目的・用途、⑥授受情報の保管場所・方法、⑦授受情報を返還した場合は、その日時・方法及びその証明資料、⑧授受情報を破棄した場合は、その日時・方法及びその証明資料、等を含む。）を適切に作成し保存すること。

- (9) その他、発注者が必要に応じて随時指示する事項を適切に実施すること。

- 4 受注者は、本契約に際して、業務の遂行において取り扱う電子データの保存先等をあらかじめ別記様式により届け出るとともに、クラウド等のオンラインストレージを使用している場合は、利用契約先の情報を発注者に申し出なければならない。また、内容に変更が生じた場合は、受注者は発注者に対して速やかに報告をするものとする。

（受注者による指導監督等）

- 第4 受注者は、この特記事項の目的を達成するに十分な技術と経験を有する者を情報管理責任者として選任し、必要に応じて随時、受注者の従事者及び再委託業者がいる場合は、その従事者による機密情報の取扱い状況を調査確認させ、機密情報の適切な管理のため指導監督させ、この特記事項の内容の遵守を周知徹底させるものとする。
- 2 受注者は、この契約に基づく作業に新たに従事する者がいる場合は、作業に従事する前に機密情報の取扱いについての研修を実施するものとし、発注者に報告の上、作業に従事させるものとする。
- 3 受注者は、発注者の求めに応じて、前項の実施状況について、関連資料を添えて発注者に対し報告するものとする。
- 4 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託先に対して、この特記事項の遵守状況その他セキュリティ対策の状況について、定期的又は随時に報告を求めることができる。
- 5 受注者は、受注者及び再委託業者の従事者がこの特記事項の内容に違反した場合又は違反するおそれがある場合は、その内容及び受注者の措置を直ちに発注者に報告するものとする。発注者は、原因解明及び今後の防止策等の、必要な措置を受注者に指示できるものとし、受注

者はこれに従うものとする。

- 6 受注者は、①著作権法（昭和45年法律第48号）、②不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）、③個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他の関連法令等を遵守するものとし、必要な措置を講じるものとする。

（発注者による調査等）

第5 発注者は、受注者による第3（受注者による具体的措置の実施）の履行状況を調査・確認するため、いつでも業務の履行に関連する受注者及び再委託作業者の作業場所及び事務所等に立ち入り、機密情報の管理体制及び関連資料を調査することができるものとする。発注者による検査が困難な場合にあつては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証（ISO/IEC27001等）の取得等の確認を行うことができる。

- 2 発注者が、受注者及び再委託作業者の従事者による機密情報の管理状況を不適切と判断し、その旨を受注者に通知した場合は、受注者は速やかに適切な措置を講じ、その結果を発注者に報告するものとする。

（情報セキュリティインシデント発生時の公表）

第6 発注者は、本契約に係る業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合（再委託先により発生した場合を含む。）は、必要に応じて、当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

（情報セキュリティの確保）

第7 発注者は、本契約に係る受注者の業務の遂行に当たって、前項までに定めるもののほか、必要に応じて、情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができ、受注者はこれに従わなければならない。

（契約解除）

第8 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、この契約を解除することができる。